

豊川市監査公表第 1 7 号

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

豊川市監査委員	井 田 哲 明
同	鈴 木 篤 男
同	星 川 博 文

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(産業環境部清掃事業課)

監査実施期間 令和6年11月20日から
令和7年 1月 9日まで

豊川市監査公表第12号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
(改善事項) 1 私人委託している事業系粗大ごみ処理手数料の収納事務において、私人は収納した当該手数料を、翌月20日までに市指定金融機関へ払込みをする運用を行っていた。しかし、業務委託仕様書では、「徴収した手数料を即日又は翌金融機関営業日までに、市指定金融機関等に払い込むものとする。」となっているため、業務委託仕様書にしたがって収納事務を行うよう改善されたい。	(改善事項) 1 業務委託仕様書の内容について「受注者は、徴収した手数料を翌月20日までに、現金払込書（市指定様式）にて豊川市指定金融機関等に払い込むものとする。」と令和7年4月1日付けで変更し、業務委託仕様書にしたがって収納事務を行うよう改善した。

(注) 上記の措置状況は、令和7年4月25日現在のものである。